

# 資金移動業者の口座への賃金支払について

# 資金移動業者の口座への賃金支払の概要とこれまでの経緯

- 賃金は通貨払いが原則(労働基準法第24条)。ただし、労働者が同意した場合には、その例外として、  
①銀行口座と②証券総合口座への賃金支払が認められている(労働基準法施行規則第7条の2)。  
⇒ 賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、③資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合、労働基準法施行規則の改正が必要。

(参考)成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

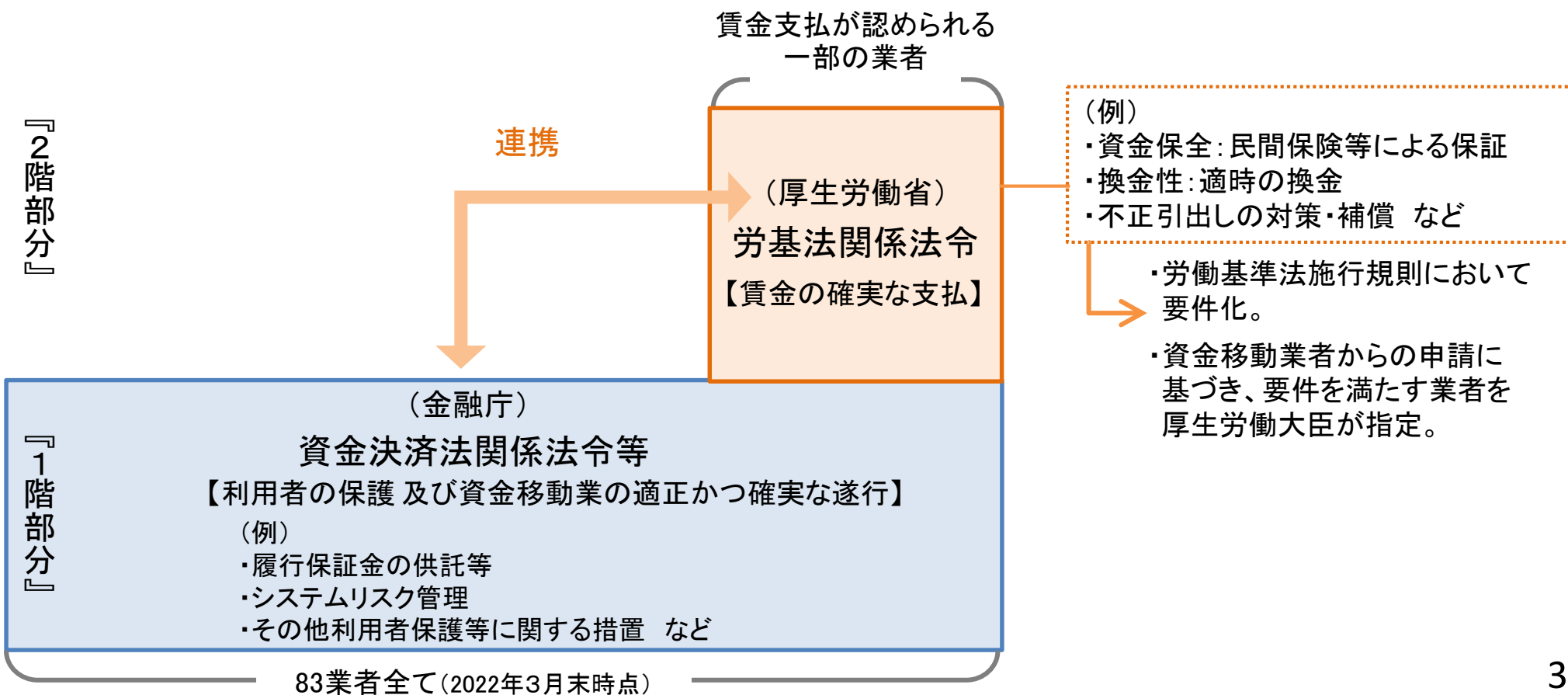
- 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る。

令和2年8月27日	労働政策審議会労働条件分科会における議論①
令和3年1月28日	労働政策審議会労働条件分科会における議論②
令和3年2月15日	労働政策審議会労働条件分科会における議論③
令和3年3月16日	労働政策審議会労働条件分科会における議論④
令和3年4月5日	規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ
令和3年4月19日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑤ ⇒ 制度設計案(骨子)と論点を提示して議論
令和4年3月25日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑥ ⇒ 追加で検討中の内容を提示して議論

## 資金移動業者の口座への貸金支払を認める場合に必要な規制のイメージ

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したものです。

- 現行では、資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 仮に資金移動業者の口座への貸金支払を認める場合には、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「貸金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定することが必要(『2階部分』)。



# 資金移動業者の口座へ賃金支払を行う場合の制度設計案（骨子）

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したもの。

(1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができるものとする。

※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。

※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。

(2) 次の①～⑤の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

(指定の要件)

- ① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
- ② 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- ③ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
- ④ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
- ⑤ ①～④のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑤の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑤の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。

# 資金移動業者の口座への賃金支払について追加で検討中の内容

## (1) 労働者の同意

- 資金移動業者の口座への賃金支払に当たっては、労働者が強制されず、自由意思に基づいて同意できることが不可欠。このため、労働者が、銀行口座等の他の支払方法も選択できるようにした上で、資金移動業者の口座への賃金支払を同意できるようにする方向で検討中。
- また、労働者の同意に当たっては、破綻時の保証方法や、労働者の利用実績を踏まえた給与振込額とする必要があることなど、銀行口座等との性質の違いも理解の上で、同意できるようにする方向で検討中。

## (2) 資金移動業者の指定要件

- 指定対象とする資金移動業者の類型について、
  - ・第1種(高額類型)は、送金額・送金日・送金先が明確な場合のみ資金を受け入れ、ただちに送金が必要、
  - ・第3種(少額類型)は、利用者資金の保全方法として供託等だけでなく預金管理も可能となっていることを踏まえ、賃金支払口座として適切かを検討中。また、第2種についても、資金移動業者が破綻した際の資金保全について、労働者保護の観点から、保証を強化する方策を検討中。
- 第三者による不正引出し時の補償について、インターネット・バンキングと同様の取扱とする方向で検討中。
- 厚生労働大臣に報告できる体制について、資金移動業者だけでなく、資金保全に関わる保証会社や保険会社等にも求めることとし、破綻時に資金保全が適切になされるようにするための方策について検討中。

## (3) 資金移動業者指定・指定取消

- 指定取消に当たっては、資金移動業者の口座への賃金支払を利用する労使にとって影響が大きいことから、指定要件を満たさなくなった場合に、実際に指定取消を行うに当たっては、要件未充足の程度や改善の見込みも含めて総合的に判断する方向で検討中。

# 参考資料

(令和3年4月19日労働政策審議会労働条件分科会資料 抜粋)

# 資金移動業者の口座へ賃金支払を行う場合の制度設計案（論点①）

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したものの。

## （1）労働者の同意

- 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について、次の方法によることができるものとする。
  - ア) 資金移動業者の口座への賃金支払に関する労働者の同意に当たっては、滞留規制や破綻時の保証方法等、銀行口座等への賃金支払との違いも理解の上で同意できるようにすることが必要ではないか。事業場内でのルール設定をする際、銀行口座等への賃金支払と同様に労使協定を締結するという取扱でよいか。
  - イ) 労働者の同意の際の確認事項については、現行の銀行口座等への賃金支払の取扱を踏まえると、①希望する賃金の範囲及び金額、②資金移動業者名、アカウントID、③振込開始時期が必要であると考えられるが、資金移動業者の口座への賃金支払固有の事項として、破綻時の保証の受取方法や、振込エラー対策の観点から必要な労働者の情報（例：電話番号、生年月日）、受入上限を越える場合の代替口座情報等、銀行口座等と比べて付加的な事項を確認することが必要ではないか。
  - ウ) 使用者が選択する賃金支払手段に関して、銀行口座や証券総合口座については、「取扱金融機関及び取扱証券会社は、金融機関又は証券会社の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること」とされているが、資金移動業者口座への賃金支払が、労働者の自由意思に基づく同意となるようにするため、資金移動業者の口座以外の賃金支払手段も選択肢とする取扱とすべきか。

## （2）資金移動業者の指定要件

○ 次の①～⑤の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

エ) 資金移動業者について、資金決済法改正後には、①高額類型、②現行類型、③少額類型の3類型となるが、指定対象の資金移動業者の種類の範囲をどうすべきか。

（指定の要件）

① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。

オ) 指定資金移動業者が破綻した場合に、供託額の不足があった場合であっても、労働者の口座にある貸金が保全されることが前提であるが、更に、①十分な額が②早期に労働者に支払われることが必要であると考えられる。その際、

・「①十分な額」については、資金決済法改正後の滞留規制に鑑みて、全額または上限を設ける場合は100万円以上（※残高が100万円未満の場合には当該額）

・「②早期に」については、数日以内に支払われるとすることで十分か。

② 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

カ) インターネットバンキングにおける不正引出しの補償の取扱を踏まえ、労働者が無過失の場合には損失全額を補償することとしてはどうか。一方、労働者に過失がある場合の補償のあり方についてどう考えるか。



# 資金移動業者の口座へ賃金支払を行う場合の制度設計案（論点③）

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したもの。

## （2）資金移動業者の指定要件

③ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により資金移動業者の口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、資金移動業者の口座への資金移動が1円単位でできること。

キ) 銀行口座等への賃金支払の取扱を踏まえ、資金移動業者の口座に振込がなされた賃金は、所定の賃金支払日に換金(出金)できることが必要ではないか。

ク) 証券総合口座への賃金支払の取扱を踏まえ、換金(出金)の単位については「1円単位」とし、資金移動業者の口座への資金移動が1円単位でできることが必要ではないか。

ケ) 換金(出金)の際の手数料については、賃金支払における毎月1回以上払の原則も踏まえ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができることとしてはどうか。

④ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

コ) 資金移動業者については、資金決済法等に基づく規制(1階部分)については、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、金融庁・財務局によるモニタリングが実施されているが、「賃金の確実な支払」を担保するため、労働基準法施行規則に設けられる指定要件(2階部分)については、厚生労働大臣が、指定資金移動業者に対し、報告させることができることとしてはどうか。

サ) 「適時に厚生労働大臣に報告できる体制」は、資金保全に関わる保証会社・保険会社等にも求めることとしてはどうか。たとえば、資金移動業者は、保証会社・保険会社等から、「資金保全について厚生労働省から求められた際の適時の報告」に関する同意書を取得し、申請時にこれを提出する等の運用としてはどうか。

## （2）資金移動業者の指定要件

- ⑤ ①～④のほか、貸金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

シ) 指定要件として、貸金支払業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力や社会的信用を有することとして、具体的には、以下の点を求めるべきではないか。

1. セキュリティ不備による不正引出しへの対策を講じていること
2. 貸金の振込エラーへの対策（入金できない場合、予め定めておいた代替口座に支払う等）を講じていること
3. 労働者（利用者）の個人情報について、厳格な取扱いを行っていること
4. 現時点において、資金決済法に基づく行政処分（業務改善命令や業務停止命令）がなされていないこと

ス) 一方、上記の事項については、資金決済法等に基づく規制（1階部分）との関連が特に深く、金融庁とも連携しつつ、厚生労働省において、指定要件の充足について総合的に判断していくべきではないか。

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したものの。

## （3）厚生労働省による指定・指定取消

- 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑤の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）が①～⑤の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。
  
- セ）厚生労働大臣による指定取消については、資金移動業者にとって不利益処分に当たるだけでなく、当該資金移動業者の口座への賃金支払を利用する労使にとっても影響が大きいことから、指定要件が満たされないことを確認してから指定取消までの間の手順等について、あらかじめ示しておくべきではないか。